

工事事故防止行動計画 ニュースレター

工事事故「0」を目指して

2022.8.2

28号

今回は、6月に発生した道路照明灯の補修工事での掘削時の水道管破損事故の紹介です。埋設物損傷事故は、令和3年度の事故実績で約7割を占める物損のうち約5割を占めることから、施工上特に注意する必要があり、埋設物損傷事故の削減が事故の減少に大きくつながります。

道路照明灯の基礎コンクリートの取壊し作業中に、水道管を破損

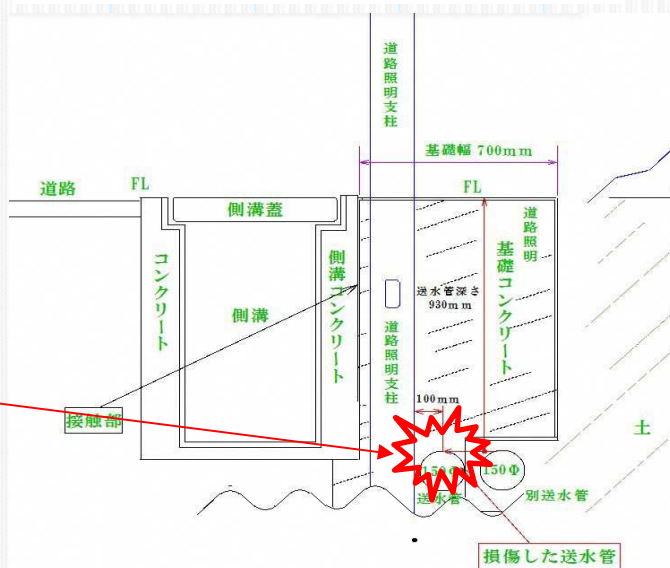
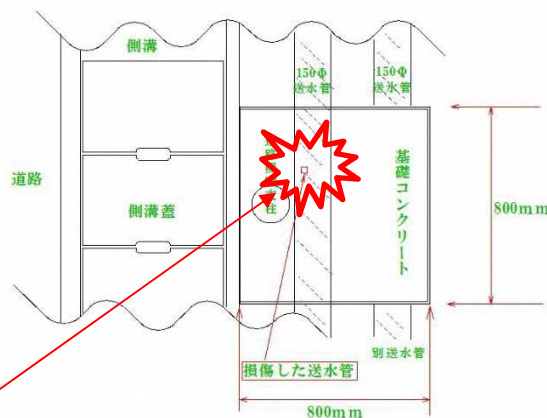
【令和4年6月1日事故発生】



人力取壊し作業状況



水道管破損状況



事故概要

道路照明灯の基礎コンクリートのコンクリートコンプレッサーによる人力取壊し作業中に、照明灯の基礎コンクリートの中に巻き込まれていた水道管(送水管Φ150鋳鉄管)を破損した。

事故原因

- 問題点① 現地を熟知した水道指定業者からの情報であったため、水道管は道路側溝の直下に埋設されていると認識してしまい、本来行う必要のあった水道管理者との立会い及び試掘を行わなかった。
- 問題点② 受注者及び監督員の土木工事共通仕様書1-1-26「工事中の安全確保」第6項の架空線等の調査及び報告に対する認識不足。

再発防止策①

各地下埋設物管理者に立会いを求めるとともに埋設物の有無を確認し、試掘を行う。

試掘をしても埋設物の位置が確認できない場合は、さらにその範囲を広げるなど再度位置の確認を行う。確認できた埋設物は、その位置を現地に表示するなどにより、全作業で埋設情報を共有し、地下埋設物の近接作業を実施する。

再発防止策②

②-1受注者は、地下埋設物等の調査を行い、その結果を監督員へ報告する。

②-2受注者に対しては、土木共通仕様書1-1-26「工事中の安全確保」第6項の架空線等の調査及び報告の徹底を図るため、契約時に「工事事務所 地下埋設物の事故防止3原則」及び「下田土木事務所 地下埋設物の事故防止3原則」を配布し、意識づけするとともに、主要事業等説明会において周知を図る。

②-3監督員に対しては、課室メール及び個人メールに「工事事務所 地下埋設物の事故防止3原則」及び「下田土木事務所 地下埋設物の事故防止3原則」を送付し、改めて意識づけを行い周知徹底を図る。

②-4監督員は、「地下埋設物の事故防止マニュアル」(中部地方整備局)等を利用して、受注者へ地下埋設物の近接作業について指導を行う。

工事事務所 地下埋設物の事故防止 3原則

下田土木事務所では、第三者事故が令和2年度に4件、令和3年度に2件発生しており、今年度についても6月に地下埋設物の破損事故が発生しました。

土木工事共通仕様書では、令和3年7月の改訂により、架空線等の調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告していただくことになっております。

つきましては、中部地方整備局にて作成した「地下埋設物の事故防止マニュアル」及び「架空線等上空施設の事故防止マニュアル案」等を利用して、監督員へ報告するようにお願いします。

下田土木事務所 地下埋設物の事故防止 3原則

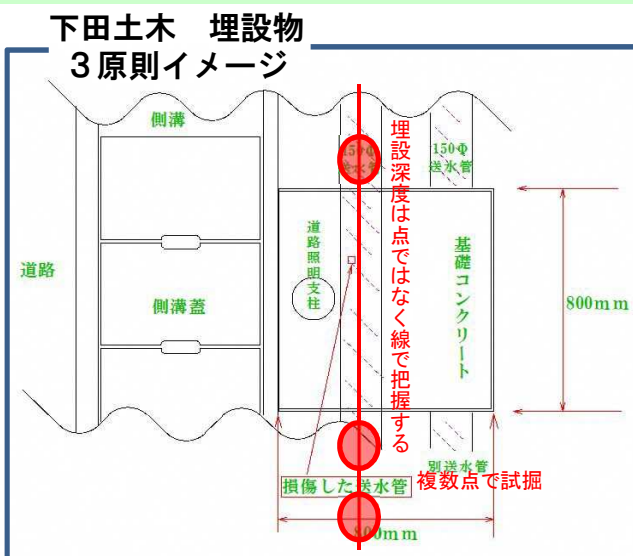
1 試掘は、地下埋設物管理者に必ず立会いを求め、複数点で確認を行い、埋設物の深度は点としてではなく線として把握する。

2 試掘した地下埋設物は位置を的確に全て表示するとともに、埋設物図等を作業当事者(下請負人等)に配付する。(ペンキ、杭、ロープ、旗、地下埋設シート等)

3 地下埋設物の近接作業をするときは、監視人を配置し、埋設表示シートや土質の変化(保護砂)等が見られる場合は、オペレーターに状況を伝達する。



基礎上部状況確認



工事検査課より

中部地方整備局の「地下埋設物の事故防止マニュアル」には、工事関係者それぞれが相互に十分注意してこそ事故防止が図られると記載してあります。施工段階においては、埋設物位置が明らかで埋設物管理者が不要と判断した場合を除き、埋設物管理者等の協力を得て試掘を行うなど埋設物の目視確認を実施するようにお願いします。